

島原地域広域市町村圏組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

令和2年8月21日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、職員の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営利企業 商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいい、会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものをいう。
- (2) 役員 取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。
- (3) 自営 職員が自己の名義で商業、工業、農業及び不動産業（不動産の賃貸も含む。）等を経営する場合をいい、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含まれる。
- (4) 報酬 給料、手当その他名称のいかんを問わず労働の対価として支払われる一切の給付をいう。
- (5) 兼業 報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することをいう。
- (6) 特別な利害関係 補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合等監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係をいう。

(従事制限を受ける営利企業における地位)

第3条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねてはならない。

(任命権者の許可の基準)

第4条 任命権者は、職員が前条に規定する地位を兼ね、若しくは自営又は兼業に関しては、次に掲げる要件を具備し、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。

- (1) 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずるおそれがないこと。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがないこと。
- (3) 兼業しようとする職員の職との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 兼業する事業の経営上の責任者でないこと。
- (5) 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- (6) 報酬が社会通念上相当と認められる範囲であること。

(申請及び許可)

第5条 職員は、法第38条第1項に規定する許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書（様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の申請があった場合において、営利企業等に従事することを許可したときは、営利企業等従事許可書（様式第2号）を当該職員に交付するものとする。

（許可の取消し）

第6条 任命権者は、前条の許可をした後において、第4条に定める許可の基準に該当しなくなったとき又はそのおそれがあると認められるに至ったときは、速やかにその許可を取り消し、営利企業等従事許可取消書（様式第3号）を当該職員に交付するものとする。

（報告の徴収）

第7条 任命権者は、許可を受けた職員に対し、必要な報告を求めることができる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前において任命権者により法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可を受けている者は、この規則の規定により営利企業等の従事の許可を受けた者とみなす。